

津島市新型コロナウイルス等対策行動計画について（概要版）

1. 計画改訂の背景

今回の改訂は、新型コロナウイルス感染症への対応で得られた知見や課題を反映させるとともに、法改正や、それに基づく国・県の行動計画が改訂されたことを受け、本市の計画との整合性を図るため、全面改訂するもの。

2. 基本理念

- ・感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・基本的人権の尊重

3. 計画期間

2026 年から 2031 年までの 6 年間

4. 新型コロナウイルス等対策の基本方針

（1）新型コロナウイルス等対策の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ②市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

（2）行動計画の主要 7 項目

①実施体制  
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション  
③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資  
⑦市民生活及び地域経済の安定確保

×

ア. 準備期  
イ. 初動期  
ウ. 対応期

5. 対策項目の取組内容

| 対策項目                  | 主な取組内容                                 |
|-----------------------|----------------------------------------|
| ①実施体制                 | 対策本部を迅速に設置し、全庁的な推進体制を構築する。             |
| ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション | 正確な情報を迅速に提供し、市民からの相談に対応する体制を確保する。      |
| ③まん延防止                | 市民・事業者に対し、感染状況に応じた協力要請を行う。             |
| ④ワクチン                 | 医療機関等と連携し、円滑な接種体制を速やかに構築する。            |
| ⑤保健                   | 相談・受診体制、検査体制、自宅療養者等への支援体制、入院医療体制を確保する。 |
| ⑥物資                   | 医療用物資について、国・県と連携し、備蓄・供給体制を整備する。        |
| ⑦市民生活及び地域経済の安定確保      | 生活関連物資の安定供給、廃棄物の適正処理、事業者への支援等を行う。      |

6. 時期区分ごとの取組内容

| 対策項目                  | 準備期                                                              | 初動期                                           | 対応期                                                              |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| ①実施体制                 | ・行動計画の見直し<br>・業務継続計画の作成<br>・関係機関との連携体制構築<br>・実践的な訓練の実施           | ・市対策本部の設置及び全庁的な体制整備<br>・基本的な感染対策の実施           | ・全庁的な体制の強化<br>・応援職員の派遣や代行要請                                      |
| ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ・情報提供、共有体制の整備<br>・DXを活用した情報提供                                    | ・感染症対策に必要な情報提供、共有<br>・DXを活用した双方向のコミュニケーションの実施 | ・病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明<br>・双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施 |
| ③まん延防止                | ・新型コロナウイルス等発生時の対策強化に向けた市民への周知                                    | ・まん延防止重点措置、緊急事態宣言等発令時の対応                      | ・基本的な感染対策に係る要請                                                   |
| ④ワクチン                 | ・特定接種、住民接種体制の構築                                                  | ・ワクチン接種体制（医療従事者、会場等）の確保                       | ・特定接種、住民接種の実施                                                    |
| ⑤保健                   | ・感染症対応人材の確保<br>・育成、応援及び受援に関する体制の構築                               | ・有事体制への移行準備<br>・人員の確保に向けた準備                   | ・県が実施する健康観察、生活支援に協力                                              |
| ⑥物資                   | ・感染症対策物資等の備蓄                                                     | ・感染症対策物資等の備蓄量の確認及び必要量の確保                      | ・備蓄物資等の供給に関する相互協力                                                |
| ⑦市民生活及び地域経済の安定確保      | ・情報共有体制の整備<br>・支援の実施に係る仕組みの整備<br>・物資及び資材の備蓄<br>・生活支援を要する者への支援等準備 | ・事業者及び市民等に、事業及び活動の継続のための準備等の呼びかけ<br>・遺体の火葬、安置 | ・市民生活及び社会経済活動の安定確保                                               |

7. 改訂ポイント

（1）「未発生期」を「準備期」とし、平時からの準備の記載を充実

関係機関との連携による接種体制の構築、DX の推進、人材育成、実践的な訓練の実施等記載

（2）対策項目を 6 項目から 7 項目へ追加

①実施体制 ②情報収集・情報提供・共有 ③予防・まん延防止 ④予防接種 ⑤医療 ⑥市民生活及び地域経済の安定の確保」の 6 項目から上記 7 項目へ

（3）対策を機動的に切り替える旨記載

ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和、DX の推進や関係機関との連携により、疫学・臨床情報を施策に活かす。